

【地域防災に関する主な事例】

NEXCO中日本名古屋支社管内の一部の保全・サービスセンター(管理事務所)と河川事務所及び自治体で、津波・高潮・洪水といった災害時における「河川堤防等の迅速な復旧」、「地域住民等の緊急避難場所」という観点のもと協定を締結している。

①災害時の河川事務所との協定

災害時の河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時使用に関する協定書

(使用区域)
第3条 甲が使用できる高速道路の区域(以下、「使用区域」という。)は、次を原則とする。

高速道路	使用区域
東名阪自動車道	40.5 kp 付近 (木曾川右岸堤防交差部) 上下線
	42.7 kp 付近 (長良川左岸堤防交差部) 上下線
	43.7 kp 付近 (揖斐川右岸堤防交差部) 上下線
伊勢湾岸自動車道	44.2 kp 付近 (木曾川左岸堤防交差部) 上下線
	45.3 kp 付近 (木曾川右岸堤防交差部) 上下線
	46.7 kp 付近 (揖斐川左岸堤防交差部) 上下線
	48.0 kp 付近 (揖斐川右岸堤防交差部) 上下線

一時使用箇所の一例(協定抜粋)【東名阪自動車道・伊勢湾岸自動車道】

②災害時の自治体との協定

津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定



緊急避難場所の一例【東名阪自動車道 長島IC付近(桑名市整備)】

※一時使用箇所や緊急避難場所としての活用の要望等があった場合は、立地条件や安全性等を考慮のうえで調整を実施。